

東 証 上 場 第 22 号
2015 年 3 月 31 日

日本公認会計士協会
会長 森 公高 殿

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 清田 瞭
日本取引所自主規制法人
理事長 佐藤 隆文

新規公開の品質向上に向けた対応のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素より、当取引所の有価証券市場の公正かつ円滑な運営に、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、新規公開を通じた成長企業への円滑な資金供給は、我が国の経済・産業の活性化に欠かせない証券市場の重要な機能です。

我が国における新規公開の動向は、市場関係者の不断の取組みにより、金融危機後の著しい低迷状況を脱し回復傾向にあります。

しかしながら、大変残念なことに、最近、新規公開会社の経営者による不適切な取引など、新規公開に対する株主・投資者の信頼を損ないかねない事例が散見されます。こうした事例の発生は、今後の新規公開ひいては成長企業への円滑な資金供給に水を差しかねないものであり、決して看過できるものではありません。

そこで、当取引所及び当法人としては、こうした最近の事例を踏まえ、新規公開の品質を向上して株主・投資者の信頼を確保し、もって証券市場の機能の健全な発揮を促していく観点から、速やかに以下の対応を講ずることとします。

1. 新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応

- ▶ 経営者の不適切な取引について、上場審査を強化
- ▶ 上場申請会社の経営者・社外役員等に対して、不適切な取引防止のための啓発セミナーを実施

2. 上場直後の業績予想の大幅な修正への対応

- 上場時に公表される業績予想について、前提条件やその根拠の適切な開示を要請（上場直後に業績予想の修正開示を行う場合には、それらに関する特に丁寧な説明を要求）

3. 上場時期の集中への対応

- 上場予定時期について、東証における集計及び周知を通じて全体日程を共有し、集中緩和を要請
- ※ 昨年は、年間計80社のうち28社の上場が12月に集中

なお、上記対応に際しては、当取引所又は当法人から新規公開会社の監査人たる公認会計士又は監査法人との間で対応状況等について情報交換をさせていただくことも想定しております。

貴協会におかれましては、会員たる公認会計士及び監査法人に上記対応をご周知いただき、当取引所又は当法人の対応への協力方をお呼びかけくださいますようお願い申し上げます。

また、上記対応のうち、新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応の実効性の確保には、とりわけ公認会計士及び監査法人における適切な監査の実施や不正リスクへの適切な対応を欠くことができません。監査の品質確保を担う自主規制機関のお立場として、監査実務の点検や実効性の確保に引き続きお取り組みくださいますようお願い申し上げます。

敬 具